

日本医学放射線学会医学物理士更新単位取得制度規定

平成 4 年 3 月 1 日 施行

第 1 回 改正 平成 5 年 3 月 1 日

第 2 回 改正 平成 8 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 医学物理士の資質を向上させるため、医学物理士の継続的な生涯教育及び学術研究活動を推進し、そのための単位取得制度を実施する。

(単 位 取 得)

第 2 条 医学物理士は、2 年間に、30 単位以上の単位取得をしなければならない。

(単 位 取 得 の 申 請)

第 3 条 単位取得の申請は、西暦偶数年に受け付ける。

2 . 申請にあたっては、過去 2 年間の実績を次にあげる申請書にまとめ、審査料を添えて日本医学放射線学会(以下、学会という)事務局に提出するものとする。

3 . 申請時に提出するものは、

(1) 単位取得申請書

(2) 審査料(附則に定めるもの)

(単 位 取 得 の 評 価)

第 4 条 提出された申請書に基づき、学会の医学物理士認定委員会(以下、委員会という)の審査をへて理事会が承認する。

(単 位)

第 5 条 委員会の定める日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱に基づき単位を与える。

(単 位 取 得 の 留 保)

第 6 条 病気その他の理由で、単位取得ができなかった場合は、その理由を学会に申告しなければならない。

2 . 申告は、書面にて学会事務局へ提出するものとする。

(医 学 物 理 士 資 格 の 留 保)

第 7 条 単位取得を満たすことのできなかった医学物理士に対しては、その旨学会より通告して注意を喚起する。

2 . 2 回以上連続してこの通告が無視された場合には、日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定第 9 条(5)により医学物理士の資格が留保または取消されることがある。

(附 則)

1 . 審査料は委員会で決めるものとする。

2 . この規定は平成 8 年 4 月 1 日より実施する。